

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	要介護認定及び介護保険給付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東かがわ市は、要介護認定及び介護保険給付に関する事務において、特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利権益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東かがわ市長

公表日

令和7年10月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	要介護認定及び介護保険給付に関する事務
②事務の概要	要介護認定事務、介護保険給付事務、保険者共同処理事務(本市では、香川県国民健康保険団体連合会に委託して事務を行っている。) 介護情報基盤との情報連携のため、個人番号を含む対象者情報、介護保険関係情報、介護保険認定情報の紐付け及び登録をする。
③システムの名称	介護保険システム、伝送通信ソフト、収納管理システム、介護情報基盤関連システム
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項別表100の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表86、87、131、132の項 【情報提供の根拠】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表2、3、6、7、11、15、27、38、42、56、65、69、70、80、83、86、87、108、115、116、125、128、131、132、137、144、145、158、161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	長寿保健課
②所属長の役職名	長寿保健課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒769-2792 香川県東かがわ市湊1847-1 東かがわ市役所 総務部 総務課 TEL0879-26-1214
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒769-2792 香川県東かがわ市湊1847-1 東かがわ市役所 市民部 長寿保健課 TEL0879-26-1360
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2) 又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。

9. 監査

実施の有無

[] 自己点検

[○] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[] 十分に行っている

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[] 十分である
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、パスワード等による認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限を適切な管理を行っている。またアクセスログの記録・分析をすることで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 5. ①部署、②所属長	福祉課、福祉課長	介護保険課、介護保険課長	事後	
平成28年4月1日	I 7. 請求先	福祉課	介護保険課	事後	
平成28年4月1日	I 8. 連絡先	福祉課、福祉課長	介護保険課、介護保険課長	事後	
平成29年3月24日	I 1. ②事務の概要	介護保険料の賦課徴収事務、要介護認定事務、介護保険給付事務	介護保険料の賦課徴収事務、要介護認定事務、介護保険給付事務、保険者共同処理事務(本市では、香川県国民健康保険団体連合会に委託して事務を行っている。)	事前	
平成29年7月12日	I 1. ③システムの名称	介護保険システム	介護保険システム、伝送通信ソフト、収納管理システム	事後	
平成29年7月12日	I 3. 法令上の根拠	介護保険法第51条、131条～第141条の2他	番号法第9条第1項、別表第1の68項	事後	
平成31年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数_計数時点	平成26年9月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数_計数時点	平成26年9月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策	—	評価書のとおり	事後	
令和6年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	介護保険課	長寿保健課	事後	
令和6年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	介護保険課長	長寿保健課長	事後	
令和6年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂	〒769-2792 香川県東かがわ市湊1847-1 東かがわ市役所 市民部 介護保険課 Tel0879-	〒769-2792 香川県東かがわ市湊1847-1 東かがわ市役所 市民部 長寿保健課 Tel0879-	事後	
令和6年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの	〒769-2792 香川県東かがわ市湊1847-1 東かがわ市役所 市民部 介護保険課 Tel0879-	〒769-2792 香川県東かがわ市湊1847-1 東かがわ市役所 市民部 長寿保健課 Tel0879-	事後	
令和6年4月1日	II-1 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年4月1日	II-2 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和7年10月14日	評価書名	介護保険料賦課及び介護保険給付 基礎項目評価書	要介護認定及び介護保険給付 基礎項目評価書	事後	
令和7年10月14日	個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言	評価書名の変更等に伴う変更	評価書名の変更等に伴う変更	事後	
令和7年10月14日	I-1 ①事務の名称	介護保険料賦課、介護保険給付	要介護認定及び介護保険給付 基礎項目評価書介護保険給付に関する事務	事後	
令和7年10月14日	I-1 ②事務の概要	要介護認定事務、介護保険給付事務、保険者共同処理事務(本市では、香川県国民健康保険団体連合会に委託して事務を行っている。)	要介護認定事務、介護保険給付事務、保険者共同処理事務(本市では、香川県国民健康保険団体連合会に委託して事務を行っている。) 介護情報基盤との情報連携のため、個人番号を含む対象者情報、介護保険関係情報、介護保険認定情報の紐付け及び登録をする。	事後	
令和7年10月14日	I-1 ③システムの名称	介護保険システム、伝送通信ソフト、収納管理システム	介護保険システム、伝送通信ソフト、収納管理システム、介護情報基盤関連システム	事前	
令和7年10月14日	I 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第1の68項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項別表100の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第50条	事後	
令和7年10月14日	I 4. ②法令上の根拠	番号法別表第1(68)、番号法別表第2(1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、46、56の2、58、61、62、80、83、87、90、93、94、97、106、117)	【情報照会の根拠】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表86、87、131、132の項 【情報提供の根拠】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表2、3、6、7、11、15、27、38、42、56、65、69、70、80、83、86、87、108、115、116、125、128、131、132、137、144、145、158、161の項	事後	
令和7年10月14日	I 7. 特定個人情報の開示・ 訂正・利用停止請求	〒769-2792 香川県東かがわ市湊1847-1 東かがわ市役所 総務部 総務課 Tel0879-26-1214	〒769-2792 香川県東かがわ市湊1847-1 東かがわ市役所 総務部 総務課 Tel0879-26-	事後	
令和7年10月14日	II-1 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年10月1日時点	事後	
令和7年10月14日	II-2 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年10月1日時点	事後	
令和7年10月14日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か 判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	事後	
令和7年10月14日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策		3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	
令和7年10月14日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		システムへのアクセスが可能な職員は、パスワード等による認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限を適切な管理を行っている。 またアクセスログの記録・分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	